

入学料免除、徴収猶予について

特別な事情により、入学料の支払いが困難となった学生を対象として入学料を免除または徴収を猶予する制度があります。

希望する人は、指定の期日までに学生課学生係まで連絡してください。

【免除の申請ができる人】

- ①入学前1年以内において、入学する者の主たる学資負担者が死亡した場合又は入学者もしくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受けた場合。
- ②前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合。

【徴収猶予の申請ができる人】

- ①経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- ②入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。
- ③その他やむを得ない事情があると認められる場合。

入学料免除または徴収猶予についてのお問い合わせ

学生課学生係

TEL：0859-24-5023